

提出された意見の概要及びそれに対する区の考え方

1 家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準（案）について （9件）

No.	項目	提出された意見の概要	区の考え方
1	食事	小規模保育事業の調理については、子どもの健康や成長に大きく関与するものなので、外部搬入とせず自園調理とするべきである。	食事の提供については、自園調理を基本とし、5年間の経過措置の中で整備を進めます。また、特例として、連携施設、同一・系列法人等が運営する小規模保育事業、社会福祉施設からの搬入を可能とします。
2		児童に提供する食事の栄養について、適切に判断できる者に関する記述が抜けている。栄養士を配置する必要はないのか。	提供する食事は、あらかじめ作成された献立により対応することとします。
3	職員の資格要件	家庭的保育事業の職員の資格要件として、3年以上の保育経験とあるが、経験の内容が不明瞭である。最低でも1日6時間以上の保育経験を3年以上が望ましいのではないのか。	保育経験については、勤務時間に関係なく、3年以上の保育経験を持つものとします。
4		居宅訪問型保育事業は障がいや疾病のある乳幼児に保育を提供するのだから、専門の有資格者が保育にあたるべきである。	居宅訪問型保育事業を行う家庭的保育者は、一定の資格を有し、かつ、3年以上の保育経験を有するものとします。
5	職員数	保育士と看護師は役割が違うので、看護師を保育士の代替案に使うべきではなく、看護師と保育士をそれぞれ確保すべきである。	保育士の数の算定に当たっては、保健師又は看護師を一人に限り保育士とみなすことができることとします。
6	職員配置	家庭的保育事業等を実施するに当たり配置する職員については、国家資格の保育士、看護師、栄養士が望ましいのではないのか。	家庭的保育事業等は、保育士や家庭的保育者、家庭的保育補助者等を、それぞれの事業形態に応じて配置することとします。
7		家庭的保育事業は、区が認可する保育事業なので、子どもの処遇に格差があってはならない。保育士が保育をするべきだ。	
8		小規模保育事業のB型の保育士割合が1/2以上となっているが、現行の認証保育所では6割となっている。保育士割合を6割にすることが必要である。	

9	配置職員 職員の資格要件	小規模保育事業のA・B・C型により保育士の割合や資格の有無に違いがあるのは格差が生まれるので、全てA型に統一すべきだ。	小規模保育事業については、制度の主旨を踏まえ、A・B・C型の3つの事業区分を設定することとします。様々な事業を設定することで、保護者のニーズに合った保育を提供していきます。
---	-----------------	---	--

2 特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準（案）について（6件）

No.	項目	提出された意見の概要	区の考え方
1	全般	「国基準と同じ」では区独自のビジョンが見えにくいのではないか。再考が必要である。	区として、給付の対象となる施設・事業を確認するための基準を定めたものです。
2	提供する教育・保育の内容及び手続きの説明、同意、契約	保護者への説明方法が文書交付となっているが、説明会開催や児童館への資料設置など、より丁寧に行うことが必要である。	事業者は、教育・保育の提供に際し、保護者に対して、提供する教育・保育の内容等について、文書を交付して説明を行い、同意を得ることとしています。
3	定員を上回る申し込みがあった場合の選考	保育の必要性が高いと認められる基準を明確に示すことが必要である。	事業者が、あらかじめ選考方法を明示して選考することとします。なお、児童福祉法に基づいて、当面、区が利用の調整を行います。
4	上乗せ徴収等の取扱い	上乗せ徴収の額が不明確であり、明確にする必要がある。	上乗せ徴収は、事業者が、教育・保育の質の向上を図る上で、特に、必要とする経費について、額及び理由について明示し、保護者の同意の下に徴収するもので、規定する必要があるものです。
5		上乗せ徴収をできないことを規定すべきである。	
6	子どもの適切な処遇	障害児についての項目が見受けられない。障害児に対しても健やかに過ごせる環境を用意すべきである。	すべての子どもの心身の状況を踏まえ、適切に教育・保育を提供していくこととしています。

3 放課後児童健全育成事業（学童クラブ）の設備及び運営に関する基準（案）について（6件）

No.	項目	提出された意見の概要	区の考え方
1	事業の一般原則	運営の自己評価だけではその結果が公表されても適切な判定がされているか分からないため、「特定教育・保育施設の運営」同様、外部のものによる他者評価を義務付ける必要がある。	事業者の自己評価と結果の公表を基本とし、区は必要に応じて、児童福祉法に基づく調査等を行います。

2	職員の一般的要件	過去の犯罪歴がないことや犯罪につながる恐れのある人物でないことが明らかであることを要件に加えるべきではないか。	職員は、健全な心身を有し、豊かな人間性及び倫理観を備え、児童福祉事業に熱意のある者であることを一般的要件としています。
3		「できる限り児童福祉事業の理論及び実際について訓練を受けた者」は、「できる限り」とせず、「児童福祉事業の理論及び実際について訓練を受けた者」にすべきである。	職員は、一定の資格を有し研修を修了した者を配置すると共に、知識や技能の修得、維持向上に努めることとしています。
4	職員の知識及び技能の向上	職員の知識及び技能の向上等について、どのような知識・技能が向上されるべきか具体的に明記するべきである。	職員は、児童の健全な育成を図るために必要な知識や技能の修得、維持向上に努めることとしています。
5	児童の定数	児童の定数をおおむね40人以下としているが、集団人数は保育の質と関係があるため、35人以下にすべきである。	児童が相互に関係性を築き、ともに生活をし、職員との信頼関係を築いたりする観点から、おおむね40人以下としています。
6	関係機関との連携	学童クラブを利用する児童は保育園卒園児が多いことから、関係機関との連携に近隣の保育園も加えるべきである。	保育園は「児童福祉施設」として、連携の対象としています。

4 その他の要望等（基準に関する意見でないもの）

(1) 教育・保育施設、家庭的保育事業等に関するもの（11件）

No.	提出された要望等の概要
1	家庭的保育事業については、中野区の現在の基準を下げることなく、さらに基準を向上させてほしい。
2	家庭的保育事業について、年齢に応じて必要な運動や働きかけ等の基準を設けたり、アンバランスな年齢構成とならないように選考時に枠を設けたりする等、年齢別クラスで運営する認可保育園とは異なる特別な基準を設けてほしい。
3	家庭的保育事業については、補助者の配置を求める。
4	小規模保育事業のB・C型の参入があった場合は、A型に近づけられるよう指導、補助をお願いしたい。
5	食事についてはアレルギー対応等が必要になり、対応に相応の投資が必要な部分だと考えられる。現行通りの飲食物持込みでも構わないと考えている。飲食物持込みに魅力を感じて現在の小規模保育を選択している者もいると思うので、持込みの選択肢を無くさないでほしい。
6	小規模保育事業の代替園庭として近隣施設の利用をあげているが、近隣施設については利用できないと意味がない。区として優先的に利用できるよう工夫し、園庭同様の安全性を確保する等の対策を希望する。

7	小規模保育事業は認可保育園より保育時間が短く、延長料金の対象時間が長くなっており、認可保育園と同様の時間を利用しようとするると延長保育料がかかる。新制度移行時にはその不均衡を解消し、認可保育園同様の利用時間を確保してほしい。
8	現状では保育の必要性が高い子供であっても入園が困難な状況である。中野区子ども子育てアンケートでもニーズの高かった認可保育園の増設を望む。
9	経費の個別徴収（上乘せ徴収）は負担が増すので反対である。
10	転園前提の小規模保育は、保護者・子供ともにストレスがかかる。3歳児待機児童を出さず、転園ストレスのない認可保育園中心の待機児童対策を望む。
11	保育の質の向上が新制度のもうひとつの目的だと思う。中野区としても中野で育ち、中野で子育てしたくなるように町づくりの柱のひとつとして、保育の水準を下げることなく充実させるよう望む。

(2) 放課後児童健全育成事業に関するもの (4件)

No.	提出された要望等の概要
1	学校統廃合に伴う新校舎の設計に先だって学童クラブやキッズ・プラザの需要、特に今後10年程度を見通して十分な需要を満たせるような、空き教室やスペースの確保をお願いしたい。
2	学童クラブの利用対象が「小学生」に拡大される案を速やかに実行してほしい。
3	対象児童拡大に伴い定員増加がどの程度必要か調査してほしい。キッズ・プラザの導入による学童クラブ需要への影響を検証して定員に反映してほしい。
4	学童クラブ利用対象者の拡大により利用希望者の増加が見込まれる。現在でも待機児童が発生しており、学童クラブを拡充すべきである。キッズ・プラザで代替できるものではない。

(3) その他 (3件)

No.	提出された要望等の概要
1	新制度に伴う説明会や書類送付、個別の電話相談など積極的な情報提供を望む。
2	地域子育て支援拠点事業について、児童館の「乳幼児親子」の交流の場は、乳幼児から未就学児までが混在しており、交流の場の役割を果たしていない。年齢別に曜日を変えて、運営するとよい。または、1～3歳専門の「子育て広場」の創設を願う。
3	一時預かり事業について、半日や1日単位の料金設定の導入や兄弟割引の適用を望む。また、地域子ども・子育て支援事業は、現行事業の継続維持ではなく、充実するよう願う。